

くらしのしの情報



特別障害者等

手当について

身体または精神に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅で生活する人の負担を軽減するため手当を支給しています。

※障がいの状況によっては対象とならない場合があります。詳細は福祉事務所に問合せください。

【問合せ先】

保健センター 福祉事務所

☎ 7514102



令和2年4月以降	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象者	重度の重複した障がいがあり、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅で生活をしている人	重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅で生活をしている人
支給額(月額)	27,350円	14,880円
支給要件	本人、家族の所得状況によって支給制限があります。	
必要書類	診断書、所得状況届、申請書、公的年金調書、その他必要と認められる書類	

第11回特別弔慰金の請求が始まりました

令和2年4月1日から戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金)の請求受付を行っています。

第11回特別弔慰金は令和3年4月15日から償還が始まります。国債発行には手続きから、1年程度かかります。

請求は事前予約です

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、請求に来られた人が待合などで重なる状況を回避するため、事前予約制とさせていただきます。電話にて予約をお願いします。

●戦没者等の遺族に対する特別弔慰金とは

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に支給するもの。

●支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

●支給対象者

- ・弔慰金受給権者
- ・戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、戦没者等と一年以上生計を有していた三親等内の親族(甥、姪、兄弟の配偶者等)

※支給できる順位があります。※遺族を代表する1人が受け取るものです。遺族間の調整は、記名国債を受け取った人が責任をもって行うこととなります。

●請求期間

令和2年4月1日から
令和5年3月31日まで

●請求受付窓口

智頭町保健センター
「ほのほの」内 福祉事務所

※請求書等は福祉事務所にあります。請求者によって提出していただく書類が異なる場合がありますので、相談ください。

【問合せ先】

保健センター 福祉事務所

☎ 7514102